

「和洋女子大学の教育理念を追求するための求める教員像と教員組織の編成方針について」
を前提とし、各研究科の求める教員像と教員組織の編成方針を以下の通り定める

人文科学研究科

1. 人文科学研究科が求める教員像

人文科学研究科の求める教員像は、女子教育の歴史と文化を理解し、教育者・研究者としての倫理観を備え、人文科学研究科の教育理念・目標の実現に向けて、教育・研究・社会貢献・大学院運営において、教員としての責任をまっとうする者である。詳細は以下の通りである。

- ① 人文科学研究科の教育目標、課程の方針を理解し、その目標の達成に自ら研鑽を重ね、協力できる者。
- ② 人文科学の専門的視座からわが国の女子教育の歴史を理解し、また国際情勢を理解しつつ、社会で活躍できる教養・技術・研究能力を磨ける教育を提供できる者。
- ③ 教員は人文科学におけるそれぞれの専門分野が求める研究上の業績、実務経験を有し、常にその専門的能力の維持と向上を目指す者。
- ④ 教授、准教授、助教がそれぞれに必要な研究業績を備え、教育目標に向かって、それぞれがその職位を越えて協働できる者。
- ⑤ 常に学生の成長に配慮し、公平性と厳格さをもって教育ができる者。

1. 人文科学研究科の教員組織の編成方針

人文科学研究科は以下の教員組織の編成方針に従って人文科学に係る教育組織を整えることで、教育・研究活動の維持と向上を目指す。その編成に当たっては、学長を委員長とする大学院人事検討委員会(大学院評議会)が、本学の教育理念及び教員組織の編成方針の下、責任をもって編成の任務を遂行することとする。編成方針の詳細は以下の通りである。

- ① 人文科学研究科は、教育基本法、大学院設置基準等に則り、人文科学研究科の目的に則した教育・研究を遂行する上で十分な教員の配置を行う。
- ② 各専攻の教育、研究分野に必要な人材を適切かつ合理的に配置し、人文科学研究科の教育目標に応えられる教員編成を維持する。
- ③ 教育、研究、社会貢献、大学院運営をバランスよく担える教員組織を形成し、年齢・性別の構成に配慮した組織を編成する。
- ④ 取得可能な専修免許に係る教育課程を適切に運用できる教員組織を整備する。

「和洋女子大学の教育理念を追求するための求める教員像と教員組織の編成方針について」
を前提とし、各研究科の求める教員像と教員組織の編成方針を以下の通り定める

総合生活研究科

1. 総合生活研究科が求める教員像

総合生活研究科の求める教員像は、女子教育の歴史と文化を理解し、教育者・研究者としての倫理観を備え、総合生活研究科の教育理念・目標の実現に向けて、教育・研究・社会貢献・大学院運営において、教員としての責任をまっとうする者である。詳細は以下の通りである。

- ① 総合生活研究科の教育目標、課程の方針を理解し、その目標の達成に自ら研鑽を重ね、協力できる者。
- ② 生活科学の専門的視座からわが国の女子教育の歴史を理解し、また国際情勢を理解しつつ、社会で活躍できる教養・研究活動・技術を磨ける教育を提供できる者。
- ③ 教員は生活科学におけるそれぞれの専門分野が求める研究上の業績、実務経験を有し、常にその専門的能力の維持と向上を目指す者。
- ④ 教授、准教授、助教がそれぞれに必要な研究業績を備え、教育目標に向かって、それぞれがその職位を越えて協働できる者。
- ⑤ 常に学生の成長に配慮し、公平性と厳格さをもって教育ができる者。

2. 総合生活研究科の教員組織の編成方針

総合生活研究科は以下の教員組織の編成方針に従って生活科学に係る教育組織を整えることで、教育・研究活動の維持と向上を目指す。その編成に当たっては、学長を委員長とする大学院人事検討委員会(大学院評議会)が、本学の教育理念及び教員組織の編成方針の下、責任をもって編成の任務を遂行することとする。編成方針の詳細は以下の通りである。

- ① 総合生活研究科は、教育基本法、大学院設置基準等に則り、総合生活研究科の目的に則した教育・研究を遂行する上で十分な教員の配置を行う。
- ② 各課程・専攻の教育、研究分野に必要な人材を適切かつ合理的に配置し、総合生活研究科の教育目標に応えられる教員編成を維持する。
- ③ 教育、研究、社会貢献、大学院運営をバランスよく担える教員組織を形成し、年齢・性別の構成に配慮した組織を編成する。
- ④ 取得可能な専修免許に係る教育課程を適切に運用できる教員組織を整備する。

「和洋女子大学の教育理念を追求するための求める教員像と教員組織の編成方針について」
を前提とし、各研究科の求める教員像と教員組織の編成方針を以下の通り定める

看護学研究科

1. 看護学研究科が求める教員像

看護学研究科の求める教員像は、女子教育の歴史と文化を理解し、教育者・研究者としての倫理観を備え、看護学研究科の教育理念・目標の実現に向けて、教育・研究・社会貢献・大学院運営において、教員としての責任をまっとうする者である。詳細は以下の通りである。

- ① 看護学研究科の教育目標、課程の方針を理解し、その目標の達成に自ら研鑽を重ね、協力できる者。
- ② 看護学の専門的視座からわが国の女子教育の歴史を理解し、また国際情勢と保健医療福祉の動向を理解しつつ、社会で活躍できる教養・技術・研究能力を磨ける教育を提供できる者。
- ③ 教員は看護学におけるそれぞれの専門分野が求める研究上の業績、実務経験を有し、常にその専門的能力の維持と向上を目指す者。
- ④ 教授、准教授、講師、助教がそれぞれに必要な研究業績を備え、教育目標に向かって、それぞれがその職位を越えて協働できる者。
- ⑤ 常に学生の成長に配慮し、公平性と厳格さをもって教育ができる者。

2. 看護学研究科の教員組織の編成方針

看護学研究科は以下の教員組織の編成方針に従って看護学に係る教育組織を整えることで、教育・研究活動の維持と向上を目指す。その編成に当たっては、学長を委員長とする大学院人事検討委員会(大学院評議会)が、本学の教育理念及び教員組織の編成方針の下、責任をもって編成の任務を遂行することとする。編成方針の詳細は以下の通りである。

- ① 看護学研究科は、教育基本法、大学院設置基準等に則り、看護学研究科の目的に則した教育・研究を遂行する上で十分な教員の配置を行う。
- ② 各専攻の教育、研究分野に必要な人材を適切かつ合理的に配置し、看護学研究科の教育目標に応えられる教員編成を維持する。
- ③ 教育、研究、社会貢献、大学院運営をバランスよく担える教員組織を形成し、年齢・性別の構成に配慮した組織を編成する。
- ④ 修了後に得られる受験資格に係る教育課程を適切に運用できる教員組織を整備する。